

〔事案 2019-287〕 契約無効請求

・令和 2 年 10 月 7 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

＜事案の概要＞

法人代表者に無面接で契約をした等として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 14 年 10 月に契約した医療保険（契約①）を、平成 24 年 8 月に長期定期保険（契約②：被保険者は契約時の代表取締役 A（以下「A」））に保障見直しし、平成 27 年 3 月に払済保険に変更した。また、平成 27 年 3 月には、長期定期保険（契約③：被保険者は契約時の代表取締役 B（以下「B」））を契約したが、以下の理由により、契約②を無効として契約①へ戻すとともに、契約③を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保障見直しを利用した契約②は、A に無面接で、A の意思にもとづかずに、権限のない取締役 C（A の妻（以下「C」））が締結したものである。
- (2) 契約③は、元代表取締役である A が契約当時も実質的に事業を統括しており、そのことを募集人も知っていたにもかかわらず、A に無面接で、法人の意向を無視した適合性のない契約である。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約②について、募集人は、保険契約を含む一般事務を担当していた取締役である C に対して、提案書を利用して、保障見直しの前後の内容等を説明し、代表取締役である A に自署してもらうよう依頼したうえで、申込みにかかる書類を渡し、後日 C から、法人印および被保険者欄に A の署名のある申込書、同人が記入した告知書、同人の署名のある意向確認書を受領しており、契約申込手続に違法な点はない。
- (2) 契約③について、取締役である C、代表取締役である B に対し、提案書を利用して契約内容を説明、了承を得て、法人印および被保険者欄に B の自署のある申込書・告知書、法人の署名のある意向確認書を受け取っており、契約申込手続に違法な点はない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、契約手続に関与した申立人取締役 C および募集人に事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約②③を無効とすべき事情は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。